

札幌市地下鉄

出入口設置及び接続業務要領

平成28年4月1日

札幌市交通局

目 次

1	札幌市地下鉄出入口設置及び接続業務要領	1
2	札幌市地下鉄出入口の配置及び構造並びに他の施設との 接続に関する基準（別添 1 - 1）	5
3	出入口の構造及び接続基準（別添 1 - 2）	8
4	出入口等設置業務分担一覧（別添 2）	11
5	業務及び手続きの流れ	
	(1) 出入口等設置における全体の流れ（別添 3）	13
	(2) 出入口等設置協定締結までの業務の流れ（別添 4）	14
	(3) 行政上の手続きの流れ（鉄道事業法関連）（別添 5 - 1）	16
	(4) 行政上の手続きの流れ（都市計画法関連）（別添 5 - 2）	17
	(5) 出入口等設置工事に係る業務の流れ（別添 6）	18
	(6) 寄附手続きの流れ（別添 7）	20
6	協定書（例）	
	(1) 地下鉄出入口等設置協定書（例）（別添 8 - 1）	21
	(2) 維持管理に関する協定書（例）（別添 8 - 2）	28
	(3) 防災管理に関する協定書（例）（別添 8 - 3）	31
7	工事関係書類一覧表（別添 9）	34
8	工事関係書類 様式	35

札幌市地下鉄出入口設置及び接続業務要領

平成3年2月18日

交通事業管理者決裁

改正 平成6年6月27日

最終改正 平成28年4月1日

1 目的

この要領は、要望者が地下鉄出入口を設置及び地下鉄施設と接続する場合の必要事項等について定め、その事務処理を円滑かつ的確に遂行することを目的とする。

2 適用範囲

この要領は、要望者が出入口等を設置及び地下鉄施設と接続を行う場合について適用する。また、地下歩道その他の道路施設との接続はこの要領による事務処理に準じる。

3 出入口の基準

出入口は、関係法令に定めるもののほか、別添1-1及び別添1-2に適合しなければならない。

4 用語の定義

この基準における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 出入口等

「札幌市地下鉄出入口の配置及び構造並びに他の施設との接続に関する基準」第2条第1項のほか、エレベーター等の昇降設備及び地下鉄施設との接続部に設置する附室を含むものとする。

(2) 建築物等

要望者が設置する建築物その他施設とする。

5 業務の分担

出入口等設置及び接続に係る課所の業務分担は、別添 2 のとおりとする。

6 業務及び手続きの流れ

出入口等設置及び接続業務の概要は次のとおりとする。

(1) 出入口等設置における全体の流れ

別添 3 のとおり

(2) 出入口等設置協定締結までの業務の流れ

別添 4 のとおり

(3) 行政上の手続業務の流れ

別添 5 - 1 及び別添 5 - 2 のとおり

(4) 出入口等設置工事の業務の流れ

別添 6 のとおり

(5) 寄附手続業務の流れ

別添 7 のとおり

7 要望者への出入口等設置及び接続に対する回答

要望者に対する回答は、別添 1 - 2 を付して行うものとする。ただし、建築物等の形態及びその他の状況から、協議により条件の一部を変更する場合もある。

8 出入口等設置協定書、維持管理に関する協定書及び防災管理に関する協定書

要望者と締結する出入口等設置協定書、維持管理に関する協定書及び防災管理に関する協定書は、別添 8 - 1、別添 8 - 2、別添 8 - 3 に基づき作成するものとし、必要に応じて条項を規定するものとする。

9 工事関係書類

出入口等設置工事に関し、交通局及び要望者が作成すべき書類、様式及び必要部数等は、概ね別添9「工事関係書類一覧表」のとおりとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、出入口設置及び接続に関し必要とする業務及び工事関係書類の作成等については、それぞれの課所において処理するものとし、必要に応じ、要望者に対し指示、指導するものとする。

11 要領の交付

要望者に本要領を交付すること。

附 則

- 1 この要領書は、平成3年2月18日から施行する。
- 2 札幌市地下鉄駅出入口施設設置業務要領（昭和56年3月24日、交通事業管理者決裁）は、廃止する。

附 則（平成6年6月27日）

この要領書は、平成6年6月27日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

- 1 この要領書は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 業務分担における担当係は以下のとおり。（平成28年4月1日現在）

窓口担当（総合）	業務課旅客係
窓口担当（技術）	施設課計画係
工事担当（土木）	施設課土木係
工事担当（建築）	施設課建築係
工事担当（電気設備）	施設課電気設備係
工事担当（機械設備）	施設課機械設備係

札幌市地下鉄出入口の配置及び構造並びに他の施設との接続に関する基準

昭和 51 年 12 月 20 日 決定
昭和 58 年 7 月 20 日 一次改正
平成 28 年 4 月 1 日 最終改正

札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部
都市局 建築指導部
消防局 予防部
交通局 高速電車部

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この基準は、地下鉄出入口の配置及び構造並びに他の施設との接続に関し、防災及び利便性の観点から、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）、鉄道事業法（昭和 61 年 12 月 4 日法律第 92 号）その他関係法令等に定めのない事項についてその基準を定め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第 2 条 (用語の定義)

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 出入口 地上とコンコースを結ぶ階段（螺旋階段を除く。）形状のものをいい、エレベーター及びエスカレーター（有事に階段として機能するよう設計され、国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）その他これらに類する昇降設備を除くものとする。
- 二 耐火構造 建築基準法第 2 条第七号に規定する構造をいう。
- 三 特定防火設備 建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）第 112 条第 1 項に定めるものをいい、同条 14 項第二号に定める構造に適合するもの。
- 四 防火設備 建築基準法施行令第 109 条第 1 項に定めるものをいい、同令第 112 条第 14 項第二号に定める構造に適合するもの。
- 五 地下鉄施設 地下式の鉄道駅を構成するホーム、コンコース、出入口、階段上屋、昇降設備、その他運転保安に関する施設の部分をいう。

第 2 章 出入口の配置

第 3 条 (配置)

出入口の配置は、原則として道路の横断機能を兼ねる配置とする。

- 2 出入口相互の間隔は、防災上及び歩行者交通の円滑化のため、地下において、原則として一つの出入口からの水平距離は 100 メートル以内とする。ただし、都心部駅

(さっぽろ駅、大通駅、すすきの駅及びバスセンター前駅)に設置する場合は 80メートル以内とする。また、出入口の設置が困難な場合は、関係機関と協議のうえ防災上の強化を図ること。

第3章 出入口の構造等

第4条(出入口の形態の明瞭化)

出入口の形態は、利用者の利便及び緊急時の避難の容易さを考慮して簡明な形状とし、かつ、地上までの歩行距離をできる限り短くすること。

第5条(構造)

出入口の階段部分の構造は、原則として、他の施設の通路等を経由することなく、かつ、他の施設との避難経路を兼用することなく直接地上へ到達可能な構造(独立直通階段)とすること。

第6条(階段の幅)

階段の有効幅員は、緊急時の避難の容易性を考慮し、原則として 3メートル以上とすること。ただし、取り付け部分の敷地及び出入口を取り込む建築物の規模形態等により、やむを得ないときは 1.5メートル以上とすることができる。

第7条(歩道部の確保)

出入口を歩道に設置する場合は、原則として 3メートル以上の歩道部を確保すること。

第4章 接続に関する基準

第8条(他の施設との接続)

地下鉄施設と他の施設との接続は、防災上、管理上等種々の問題が考えられるので、官公庁施設(区役所など市民サービスを有する窓口を有するもの)との接続又は交通事業管理者が公共性から見て必要であると認められた接続とし、原則として次の各号に掲げる要件を満す場合とする。ただし、接続に関する基準等が別に規定されている場合又は防災上安全であると認められた場合には、適用しない。

- 一 接続部の相互の距離は、20メートル以下としてはならない。
- 二 接続箇所は、他の施設の各階において1カ所であること。ただし、他の施設の地下鉄施設に接する部分の長さが50メートル以上でやむを得ないと認めるときはこの限りではない。
- 三 接続部には地下鉄施設としての出入口を新設しなければならない。この場合の出入口の構造は、第5条のとおりとする。
- 四 地下鉄施設と他の施設とは、次のイからトに適合する附室を介して接続しなければならない。この場合において、附室は他の施設側に設けるものとする。
 - イ 附室の規模は次に定める基準とする。

- (1) 間口 接続施設の柱間隔かつ 6メートル以下(ただし、附室及び当該施設の接続階にスプリンクラー設備を設置した場合は、当該接

続施設の柱間隔を限度とすることができる。)

(2) 奥行き 3メートル以上

- ロ 附室には、排煙設備（建築基準法施行令第123条第3項第一号に規定する構造に限る。）を設けること。
 - ハ 附室は開口部を除き耐火構造の壁で他と区画すること。
 - ニ 附室に設ける開口部は、特定防火設備（閉鎖時に開閉可能な戸を設けること。）とする。
 - ホ 二の開口部（開閉可能な戸）の開閉方向は、避難する方向に開くものとする。
 - ヘ 二の特定防火設備を随時閉鎖式とした場合、万一の不動作を考慮し、煙の流入に配慮した風除扉等（不燃材又は防火設備で造られたものに限る。）を設けることとする。
 - ト 附室内においては、商品陳列等、防災・保安に支障を及ぼす行為は行わないこととし、適正な維持管理を行うこと。
- 五 附室以外の部分と地下鉄施設の区画部分の構造は耐火構造の壁とすること。

出入口の構造及び接続基準

要望者による出入口等の設置及び接続に関する基準は下記のとおりとする。

1 出入口等の基準

出入口等は、関係法令、「札幌市地下鉄出入口の配置及び構造並びに他の施設との接続に関する基準」、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」、「札幌市高速電車土木施設設計実施基準」及び次の各号に適合するものとし、その他、定めのない事項については交通局と協議すること。

- (1) 階段部有効天井高は 2.5m 以上とする。
- (2) 原則、出入口等には地下鉄専用として使用できるエレベーターを 1 基以上併設すること。
- (3) 出入口等の地上部及び地下部には、必要に応じて交通局の基準に適合した地下鉄施設の案内標識を設置すること。
- (4) 出入口等の地上部には、豪雨等による地下鉄施設への浸水防止設備を設けること。
- (5) 地下鉄施設と建築物等の接続部における防水及び漏水の処理方法及び範囲は交通局と協議すること。
- (6) 使用材料の仕様等は交通局の指示によること。

2 建築基準法に定める避難階段について

出入口等は、建築基準法第 35 条に定める建築物等の避難階段には該当しないものとする。

3 出入口等の設置及び接続にかかる費用について

出入口等の設置及び接続にかかる一切の費用は、要望者が負担すること。なお、出入口等の設置及び接続に伴って地下鉄施設を改修する必要がある

場合の費用、地下鉄施設に掲出している触知案内図等の案内標識の改修及び広告物等に移設・撤去する必要がある場合の費用を含むものとする。

4 出入口等の財産権及び維持管理について

出入口等の財産権は、工事完了後、道路境界により区分し、道路下部分は本市に帰属し、道路下部分以外は協議のうえ区分すること。また、出入口等の維持管理及び補修については、別途締結する維持管理に関する協定による維持管理区分により行うこととする。

5 地下鉄施設との防災における体制について

地下鉄施設との防災における体制は別途締結する防災管理に関する協定のほか、次の各号に適合するものとする。

- (1) 建築物等の防災管理室は常に地下鉄駅防災管理室（駅事務室）と連絡を取れる設備を設けること。
- (2) 建築物等からの火災報知設備の移報及び出入口等に設置する防火設備等の作動状況を地下鉄施設の防災管理室（駅事務室）で確認できる設備を設けること。

6 出入口等における禁止事項について

出入口等において、次の各号に関する事項を禁止する。

- (1) 騒音及び危険を及ぼす等出入口の設置目的を害するような行為。
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定める風俗営業及び風俗関連営業。
- (3) 一切の営業行為（立看板類等の設置を含む。）。

7 既存出入口等の基準適合について

建築物等を建替える場合、または大規模な改修等を行うことにより既存出入口及び接続形態を変更する場合は、現行関係基準に適合するものとする。

8 その他

出入口等の設置及び接続について鉄道事業法その他関係法令による許認可が必要であるため、留意すること。

出入口等設置業務分担一覧

1 業務分担における担当課所

概ね下記のとおりとする。

- (1) 窓口担当（総合）
要望者との総合的な窓口業務の担当課所。
- (2) 窓口担当（技術）
要望者との技術的な窓口業務の担当課所。
- (3) 工事担当（土木）
地下鉄の土木施設に関する業務の担当課所。
- (4) 工事担当（建築）
地下鉄の建築施設に関する業務の担当課所。
- (5) 工事担当（電気設備、機械設備）
地下鉄の設備に関する業務の担当課所。

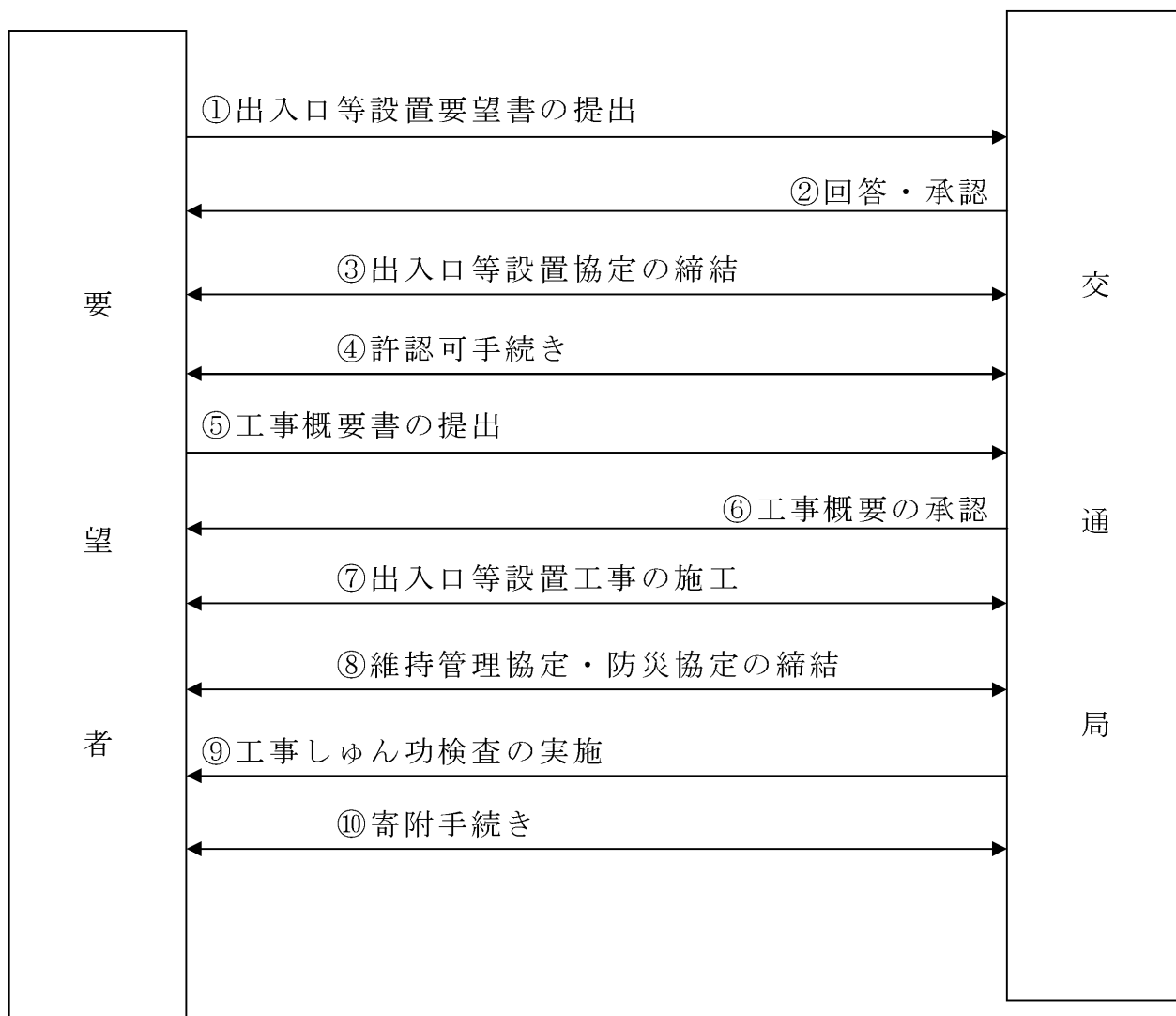
2 各担当の業務概要及び業務細目

各担当の業務概要及び業務細目は下表のとおりとする。

担 当	業務の概要	業務の細目
窓口担当 （総合）	出入口等設置及び接続に関する基本事項等及び維持管理に関する調整に係ること。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 要望に対する基本方針の決定 (2) 要望者及び関係課所との基本事項（行政上の手続き、費用負担区分、工事区分、財産区分、管理区分等）に関する調整 (3) 合同説明会の主催 (4) 出入口等設置協定の締結 (5) 要望者からの報告書、届出等の受理、報告及び承認（各課所で処理するものを除く） (6) 寄附受理手続き (7) 出入口等設置に伴う土地権利取得に関する地権者との調整、契約締結及び登記事務 (8) 案内標識等の設置に係る指導 (9) 広告等の移設・撤去における関係者との調整 (10) 駅運用計画及び維持管理に係る調整 (11) 維持管理協定及び防災協定の締結 (12) 部内関係課の総括調整
窓口担当 （技術）	出入口等設置及び接続に関する基本事項等の	<ol style="list-style-type: none"> (1) 「札幌市地下鉄出入口の配置及び構造並びに他の施設との接続に関する基準」に係る関係部局との調整（関係4局による協議） (2) 鉄道事業法に係る行政上の手続き (3) 都市計画法に係る行政上の手続き

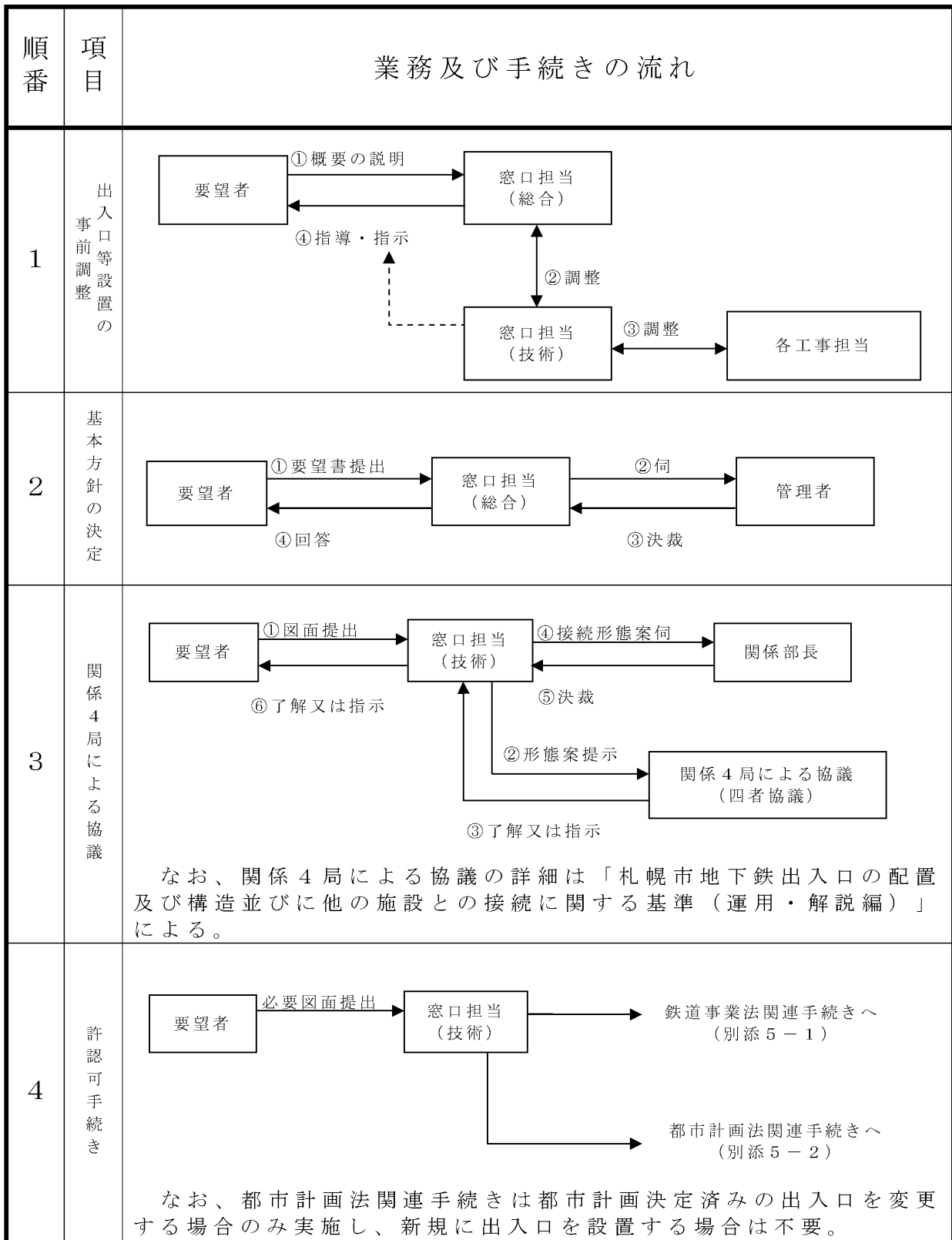
	調整に係ること。	<ul style="list-style-type: none"> (4) 出入口等設置工事の施工に伴う工事方法承認に係る手続き及び要望者が行う道路占用許可手続きの引継ぎ (5) 出入口等設置工事の全体工程の調整（地下鉄建設工事全体工程に対する調整を含む） (6) 交通局が要望者に対して行う工事しゅん功検査の主催並びにしゅん功図書の受理及び引継ぎ
工事担当 (土木)	土木工事の設計審査、指導、調整及びこれらに係る調整に係ること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土木工事に係る要望者との細部調整、設計審査及び必要な費用等の算定 (2) 出入口等設置工事の施工に伴う工事方法承認に係る手続き及び要望者が行う道路占用許可手続きの助言 (3) 土木工事の指導及び工程管理 (4) 土木工事関係書類の作成指導及びその確認等 (5) 交通局が要望者に対して行う工事しゅん功検査及びしゅん功図書の作成指導
工事担当 (建築)	建築工事の設計審査、指導及びこれらに係る調整に係ること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築工事に係る要望者との細部調整、設計審査及び必要な費用等の算定 (2) 建築工事の指導及び工程管理 (3) 建築工事関係書類の作成指導及びその確認等 (4) 交通局が要望者に対して行う工事しゅん功検査及びしゅん功図書の作成指導
工事担当 (電気設備 機械設備)	設備工事の設計審査、指導及びこれらに係る調整に係ること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設備工事に係る要望者との細部調整、設計審査及び必要な費用等の算定 (2) 設備工事の指導及び工程管理 (3) 設備工事関係書類の作成指導及びその確認等 (4) 交通局が要望者に対して行う工事しゅん功検査及びしゅん功図書の作成指導

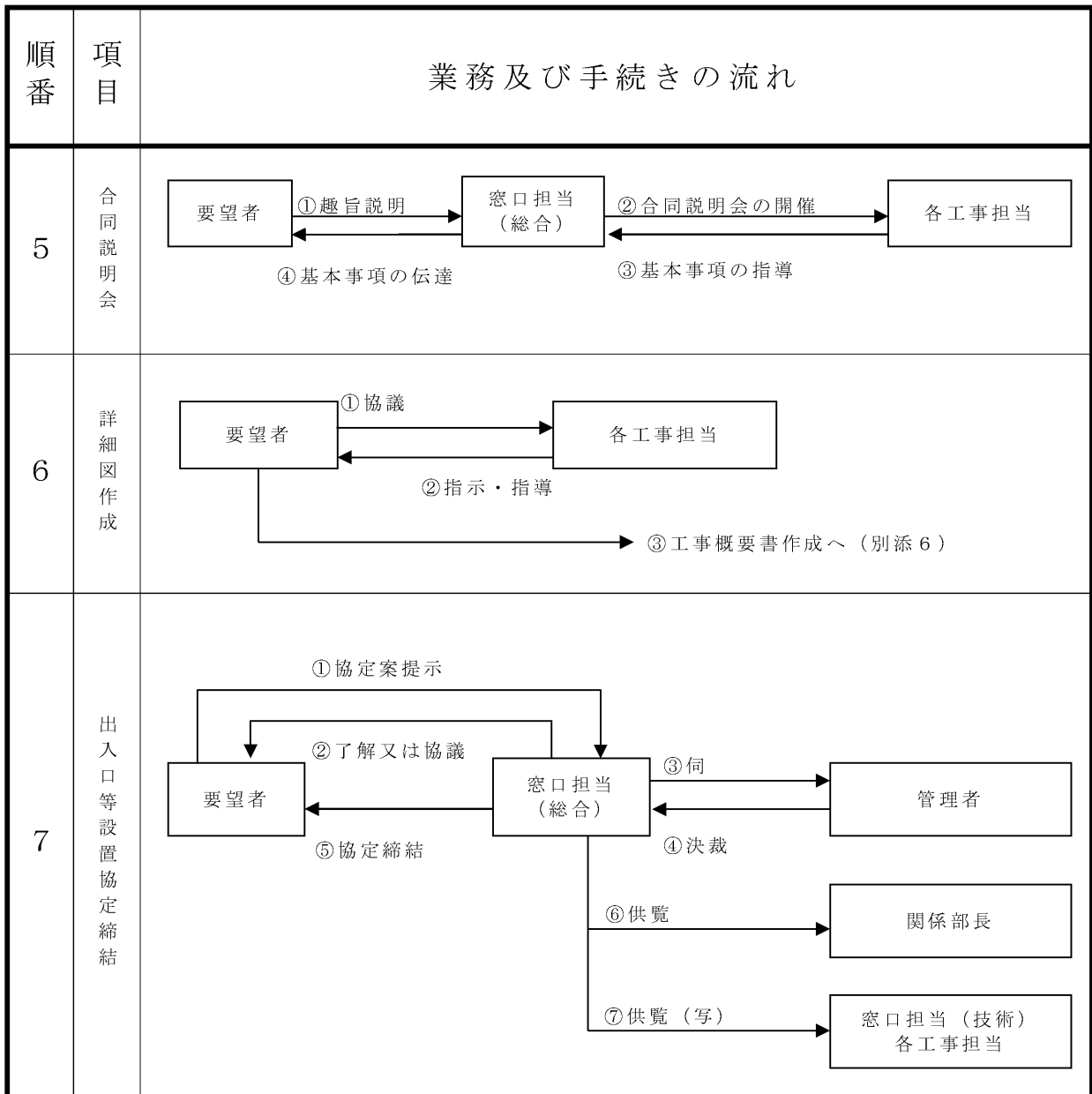
出入口等設置における手続き等の全体の流れ



- 1 ①～③は別添 4 参照。
- 2 ④は別添 5 - 1 及び別添 5 - 2 参照。
- 3 ⑤～⑦、⑨は別添 6 参照。
- 4 ⑩は別添 7 参照。

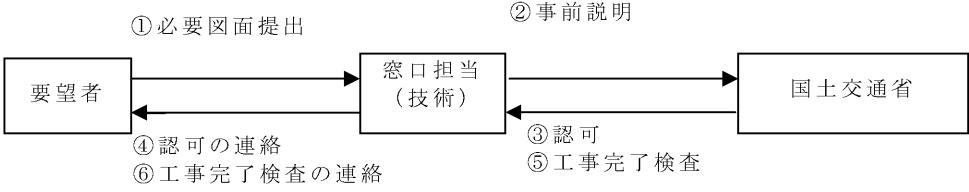
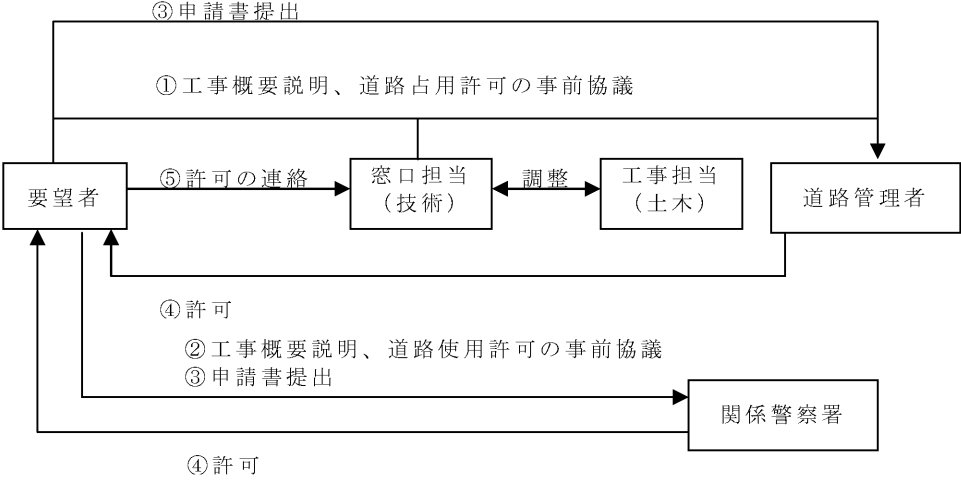
出入口等設置協定締結までの業務の流れ





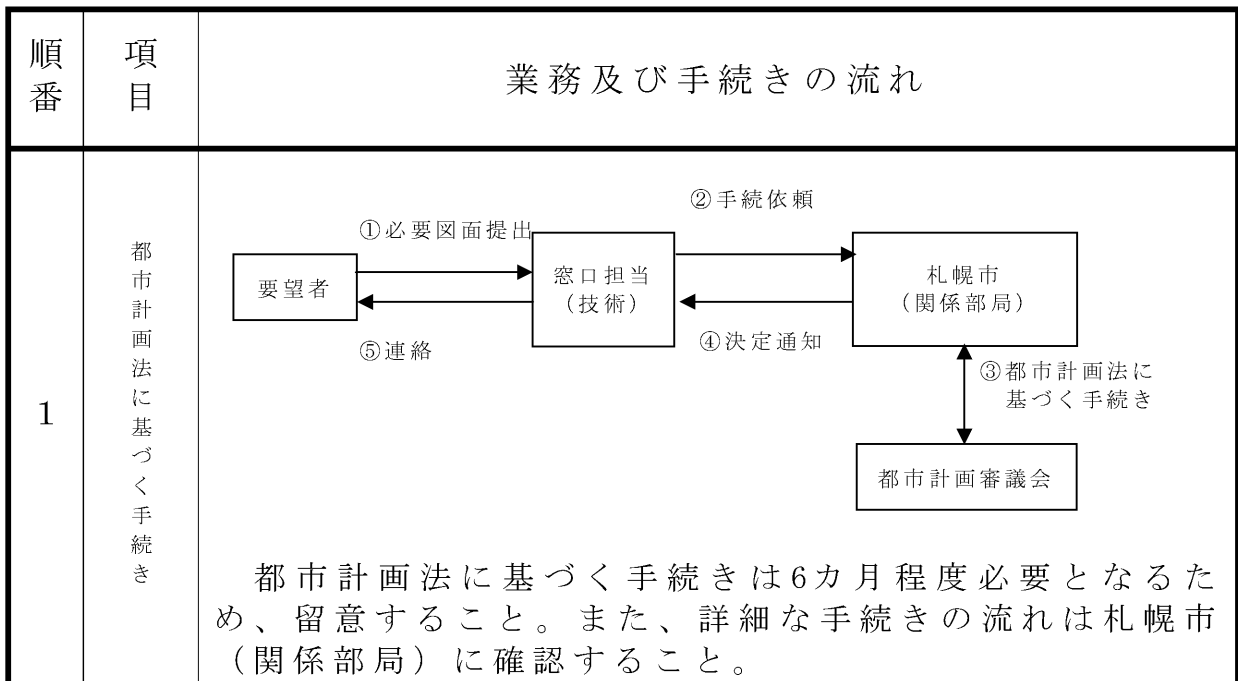
行政上の手続の流れ（鉄道事業法関連）

鉄道事業法に基づく手続は、関係省庁による通達により手続が変更されることがあるため、関係省庁に確認すること。以下の手続の流れは参考とする。なお、平成20年の国土交通省による通達により、出入口等の新設又は変更には道路敷設許可手続（鉄道事業法第61条ただし書き許可）は不要である。

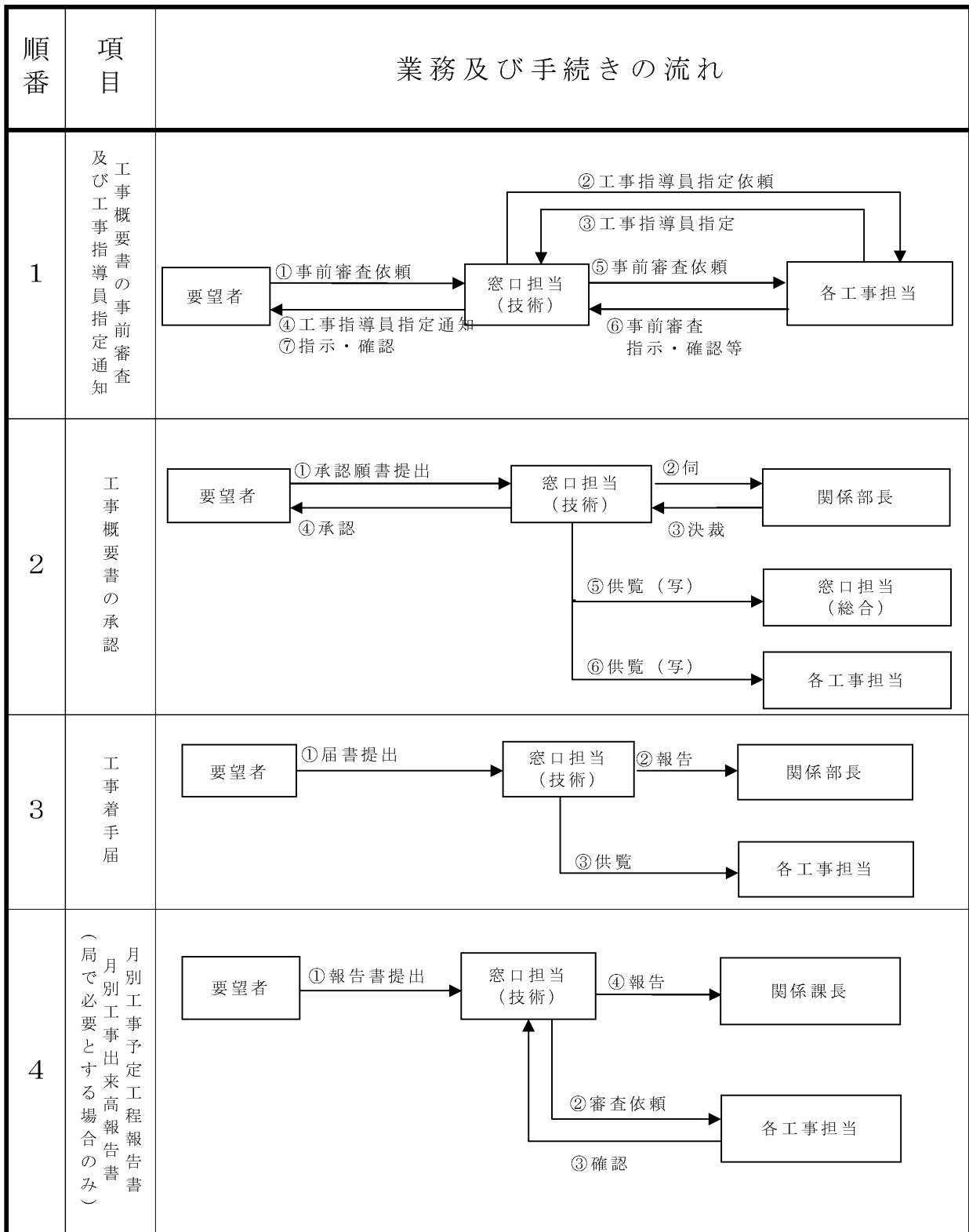
順番	項目	業務及び手続の流れ
1	鉄道施設変更又は認可申請	 <p>①必要図面提出 ②事前説明 ③認可 ④認可の連絡 ⑤工事完了検査 ⑥工事完了検査の連絡</p> <p>③は鉄道施設変更認可申請のみ該当。この場合の事務処理期間は2カ月程度。 ⑤、⑥は工事路線のみ該当</p>
2	道路占用許可申請	 <p>①工事概要説明、道路占用許可の事前協議 ②工事概要説明、道路使用許可の事前協議 ③申請書提出 ④許可 ⑤許可の連絡 調整 関係警察署</p> <p>原則、工事中の道路占用許可及び道路使用許可は要望者が行い、工事完了後に交通局に引継ぐ</p>

行政上の手続の流れ（都市計画法関連）

都市計画法に基づく手続は、工事路線において新駅に出入口等を新設する場合又は都市計画決定済みの出入口等を変更する場合のみ該当し、既存駅に出入口等を新設する場合は不要である。（平成10年12月「地下鉄出入口等における都市計画決定の今後の取り扱いについて」より）

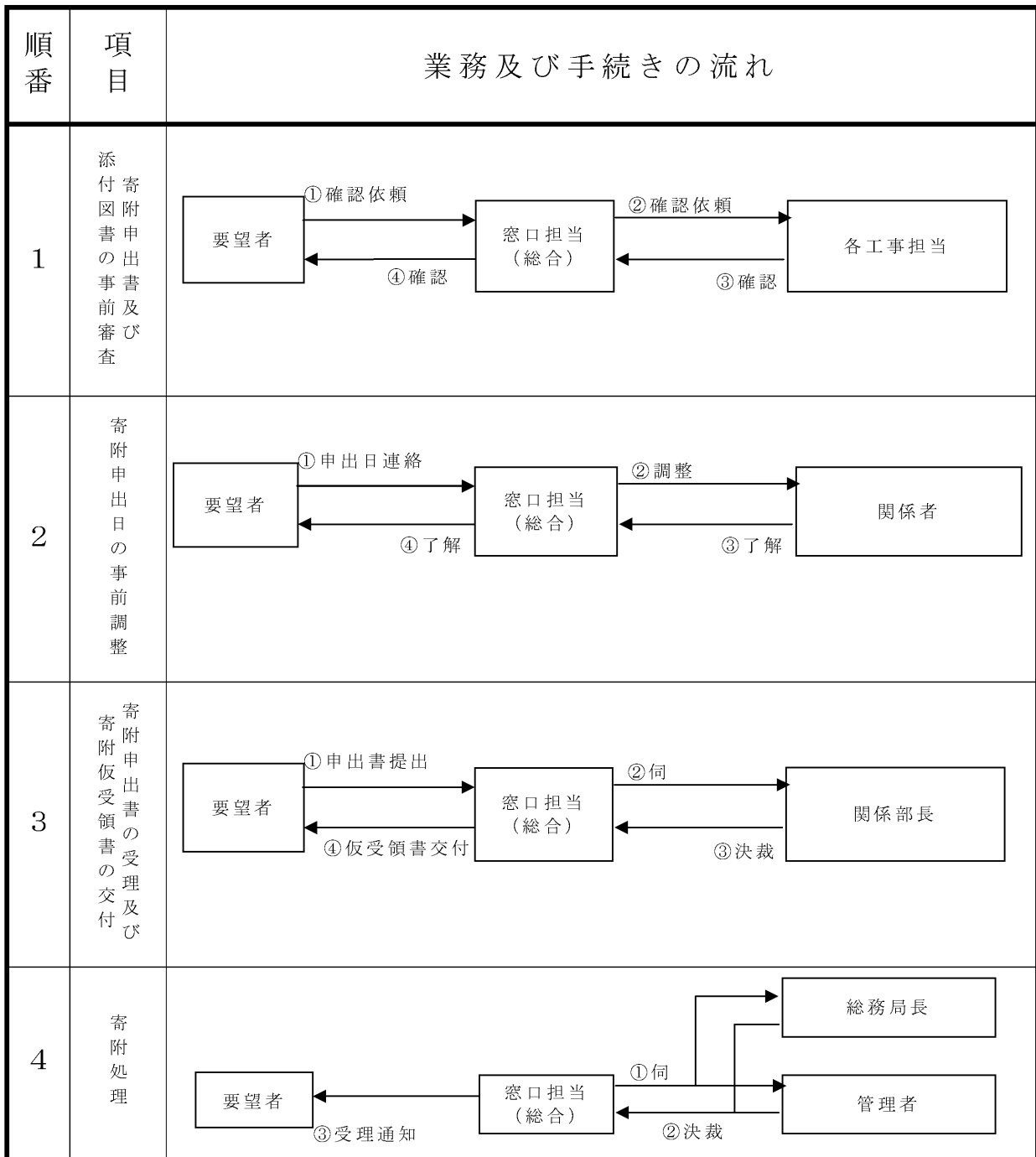


出入口等設置工事に係る業務の流れ



順番	項目	業務及び手続きの流れ
5	工事 事前 しゅん功 図書 審査	<p>①事前審査依頼 ②しゅん功図書指定依頼 ③しゅん功図書指定連絡 ④しゅん功図書連絡 ⑤指示・確認 ⑥事前審査依頼 ⑦事前審査指示・確認等</p>
6	(しゅん功図書添付) 工事 しゅん功 図書 届	<p>①届書提出 ②報告 ③しゅん功報告 検査日調整 しゅん功図書引継ぎ ④検査日連絡 ⑤検査日連絡</p>
7	工事 しゅん功 検査	<p>①しゅん功検査 ②不適合箇所の確認及び措置の指示 ③不適合箇所の措置対応及び報告 ④不適合箇所の措置確認 ⑤合格の通知</p> <p>②～④は不適合箇所がある場合に実施</p>
8	工事 しゅん功 報告 書 等 検査	<p>①報告 ②報告 ③検査結果通知</p>
9	供用 開始 通知	<p>①鉄道事業法に基づく検査完了 ②連絡 ③供用開始日通知</p> <p>* 工事中路線のみ該当</p>

寄附手続の流れ



表彰及び寄附に関する取扱い並びに関係書類の様式等は、「札幌市表彰基準（昭和32年5月21日、訓令第27号）」及び「寄附受理に関する事務取扱について（昭和39年9月8日、各局部長あて両助役通ちょう）」に基づくものとする。

地下鉄出入口等設置協定書（例）

札幌市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、札幌市地下鉄 線「 駅」出入口を乙の「 ビル（以下「ビル」という。）」に併設することに関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第 1 条 この協定は、地下鉄駅出入口のビル併設に関する必要事項について定め、もって地下鉄乗降客の利便の向上及び安全の確保を図ることを目的とする。

（協定の対象範囲）

第 2 条 この協定の対象範囲は、付図に示す出入口（付属する設備及び標識等を含む。）とする。

*第 2 条 この協定の対象範囲は、付図に示す出入口及び付室（付属する設備及び標識等を含み、以下「施設」という。）とする。

（都市計画）

第 3 条 出入口は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条の規定に基づき、都市施設として都市計画決定するものとする。

〈次条以下、ビル施設との接続がない場合は、「施設」を「出入口」と読み代える。〉

（設計）

第 4 条 施設の施工に必要な設計（設計変更を含む。以下同じ。）は、乙が甲と協議のうえ行うものとする。

2 乙は、設計完了後すみやかに工事概要（変更）承認願書を甲に提出し、その承認を得るものとする。

3 施設の設置に伴い、「 駅」工事の設計に変更の必要が生じた場合は、甲がこれを行なうものとする。

（施工）

第5条 施設の施工は、承認された工事概要（変更）書に基づき乙が行うものとする。

2 乙は、施工に関し、甲が別に指示する関係書類を提出するものとする。

3 甲は、乙に対し、工程及び施工計画等について、必要な指示をすることができるものとする。

（施工管理）

第6条 施設の施工管理は、乙が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、施工管理及び安全管理等について、必要な指示をすることができるものとする。

（行政上の手続）

第7条 施設の施工に必要な行政上の手続は、甲・乙協議のうえ行うものとする。

（立入検査）

第8条 甲は、施設の工事期間中、乙の立会いのもとに、必要に応じて立入検査をすることができるものとする。

（損害の賠償等）

第11条 乙は、施設の工事期間中、工事に起因して甲又は第三者に損害を与えた場合はその賠償の責めを負うものとする。

2 工事に伴う第三者からの苦情等については、乙の責任において処理するものとする。

(しゅん功検査)

第12条 乙は、施設の工事がしゅん功したときは、甲の指示する図書を添え、その旨を文書で甲に届出るものとする。

2 甲は、前項の届出があったときは、しゅん功検査（以下「検査」という。）を実施するものとし、乙は、これに立会わなければならない。

3 甲は、前項の検査の結果、工事概要（変更）書その他施設の設計に適合しないこと等の理由により工事を不相当と認めたときは、乙に対して工事のやりなおし等必要な措置を請求できるものとし、乙は、その履行の義務を負わなければならない。

(財産権の帰属)

第13条 前条に基づく検査合格後の財産権の帰属は、道路境界線により区分するものとし、付図に示すとおりとする。

第13'条 前条に基づく検査合格後の財産権の帰属区分は、付図に示すとおりとする。

2' 施設の構造上、甲・乙が共用する壁、スラブ、柱及び梁の財産権の区分は、次によるものとする。

- ・壁、スラブ その中心線による。
- ・柱、梁 壁、スラブの区分線の延長による。

(寄付)

第14条 乙は、第12条による検査に合格したときは、施設のうち甲の財産となる部分をすみやかに甲に寄付するものとし、寄付手続に必要な図書を提出するものとする。

(かし担保)

第15条 甲は、甲財産部分（道路復旧を含む。）についてかしがあるときは、第12条に基づく検査合格後3年間、乙に対し、そのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、そのかしが乙の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることができる期間は10年とする。

2 前項ただし書には、漏水及び道路の陥没を含むものとする。

(公租公課)

第16条 施設に係る公租公課は、第13条に定める財産権の帰属に従い、甲・乙それぞれが負担するものとする。ただし、寄付手続完了の前日までの賦課期日に係るものは、乙が負担するものとする。

(施設の供用開始日)

第17条 甲は乙に対し、施設の供用開始日を別に通知するものとする。

(維持、管理及び補修並びに防災)

第18条 施設の維持、管理及び補修は、原則として第13条に定める財産権の帰属に従い、甲・乙それぞれが行うものとする。

*2 甲及び乙は、地下鉄駅とビルとの防災管理の徹底を図るものとする。なお、乙はビルの防災管理室において、常に甲と連絡を図れるようにしなければならない。

3 前二項の詳細については、甲・乙協議のうえ、別途協定を締結するものとする。

(使用制限及び禁止事項等)

第19条 乙は、次の各号に定める行為を行ってはならない。ただし、甲が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 施設を閉鎖または変更すること。
- (2) 施設内に広告物件等を設置または掲出すること。
- (3) その他、施設に対し、騒音及び危険を及ぼす等施設の設置目的を害する行為を行うこと。

2 乙は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

(1) 施設における全ての営業行為

- * (2) 付室に面する場所における「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和59年法律第76号）」に定める風俗営業及び風俗関連営業等、施設の風紀を損うおそれのある営業行為

3 甲は、乙が前二項に違反する行為を行った場合は、施設の閉鎖等必要な措置を行うことができるものとする。

4 甲は、地下鉄事業に係る諸工事を行うために、施設の閉鎖等必要な措置を行うことができるものとする。

5 前二項による措置に伴い、乙は損害を受けることがあっても、甲に対し、何らの賠償も要求しないものとする。

(増改築等に伴う協議)

第20条 乙は、ビルの増改築を行う場合は、あらかじめ甲と協議のうえ、施設の機能を損なうことのないように対処するものとする。

『出入口の設置時点で、基準を満足していない場合の条項（建替え又は増改築時の措置）

第21条 乙は、ビルの建替え若しくは増改築等により施設を変更する場合は、あらかじめ甲に協議し、甲の基準及び指導に基づきこれを行うものとする。

2 前項の変更に係る費用は、乙が負担するものとする。』

(法令等の改正による変更)

第22条 鉄道事業法その他関係法令及び甲の基準等の改正等により、

地下鉄駅及び施設に変更の必要が生じた場合、施設の設置に起因するものは、乙がその費用を負担するものとし、その負担方法については別途甲・乙協議するものとする。

『交通局が必要とする出入口の場合、規定しない条項。

(不許可による失効)

第23条 出入口の設置について、鉄道事業法その他関係法令による許可を得られない場合、この協定は効力を失うものとし、これに伴い損害を受けることがあっても、甲に対し何等の賠償も要求しないものとする。』

(協定の承継)

第24条 乙は、ビルを第三者に譲渡する場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

2 前項により譲渡する場合、乙はこの協定を、譲受人に承継させなければならない。

(協定の有効期間)

第25条 この協定の有効期間は、本協定成立の日から地下鉄存続期間中とする。

(業務処理)

第26条 施設の設置に係る業務処理については、甲が別に定める「札幌市地下鉄駅出入口設置業務要領」及び甲の指示によるものとする。

(その他)

第27条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙

(注) *は、出入口とビル施設との接続がある場合の条項

維持管理に関する協定書(例)

札幌市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、平成 年 月 日付けで締結した「地下鉄出入口等設置協定書」第 条第 項の規定に基づき、維持管理について次のとおり協定を締結する。

(協定の範囲)

第1条 本協定の範囲は、付図に示すエレベーター、通路等(付属する設備及び地上部駅名標識等を含み以下「施設」という。)の範囲とする。

(通路の管理)

第2条 施設の管理は、付図の管理区分に従い甲・乙それぞれが行うものとする。

- 2 施設の機能保持については、甲の指示に従うものとする。
- 3 施設内において、広告類の貼紙・看板の掲示等、営業行為をしてはならない。ただし、特に甲が承認したものについては、この限りでない。
- 4 乙は施設内において、次の各号に該当する事項が生じた場合は機能の確保及び閉鎖等について、甲への協力に努めるものとする。
 - (1) 非常災害が発生した場合。
 - (2) デモ、暴動等の発生及び風紀上の取締りが必要になった場合。
 - (3) その他、施設に障害が生じた場合。

(維持補修)

第3条 施設の維持補修は、管理区分に従い甲・乙それぞれの費用をもって行うものとする。ただし、防災管理上必要な甲財産区分に設備されている通信及び防災関連設備のうち乙が設置したものの維持補修については、乙が行うものとする。

2 駅舎改修工事等により前項ただし書きの設備を移設する必要がある場合、その費用は乙が負担する。

(漏水の処理)

第4条 施設の漏水の処理（補修）は、管理区分に従い甲・乙それぞれの費用をもって行うものとする。ただし、地下鉄コンコースとビル接続部分における漏水の処理（補修）は、甲・乙協議のうえ行うものとする。

(清掃)

第5条 施設の清掃は、管理区分に従い甲・乙それぞれの費用をもって行うものとする。

(シャッターの開閉及び維持管理)

第6条 施設内のシャッターの開閉は、乙が行うものとし、維持補修についても同様とする。

2 シャッターの開閉時間は、始発15分前開扉、終発15分後閉扉とするものとする。ただし、甲の都合により開閉時間に変更がある場合は、甲の指示によるものとする。

(照明の点滅)

第7条 施設内の照明は、第6条第2項の規定で定めるシャッターの開閉にあわせて乙が点滅するものとする。

(エレベーター)

第8条 施設内に設置のエレベーターの運転及び維持補修は、乙が行うものとする。

2 エレベーターの運転時間は第6条第2項の規定で定めるシャッターの開閉時間にあわせて運転するものとする。

3 エレベーターの点検整備等は、甲と協議のうえ地下鉄営業時間帯以外に行うものとする。ただし、故障等のやむをえない場合を除く。

(事故及び障害の処理)

第9条 施設内で発生した事故及び障害の処理は、管理区分に従って甲・乙それぞれが行うものとする。

(防災器具等の整備点検)

第10条 施設内の防災器具等の整備点検は、管理区分に従い甲・乙それぞれの費用をもって行うものとする。

(協定の継承)

第11条 乙は、乙が所有する建物及び敷地について、その権利を第三者に譲渡する場合は、甲と事前に協議するものとする。

2 前項により譲渡する場合は、乙はこの協定に定める乙の権利義務の一切を譲渡人に継承させるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から高速電車存続期間中とする。

(補 則)

第13条 本協定に定めがない事項、または疑義が生じた事項については、その都度協議するものとする。

以上、協定成立の証として、本書2通を作成し、甲・乙で記名押印のうえ、甲・乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 札幌市

代表者 札幌市交通事業管理者

交通局長 ○○ ○○

乙

防災管理に関する協定書（例）

札幌市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、平成 年 月 日付けで締結した「地下鉄出入口等設置協定書」第 条第 項の規定に基づき、防災管理体制について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第 1 条 本協定は、地下鉄駅と地下通路で連絡するビルとの防災管理の徹底を期し、災害時には相互に連携して人的、物的被害を軽減するとともに、旅客及び通行人の安全性を更に向上させることを目的とする。

（防災上の管理）

第 2 条 防災上の管理は、別途締結する維持管理協定書に基づく管理区分に従い、甲・乙それぞれが行うものとする。

（通報連絡方法）

第 3 条 甲が管理する地下鉄駅で災害が発生した場合は、甲から乙の管理する施設及び関係各署（110、119）に対し連絡を行うものとする。

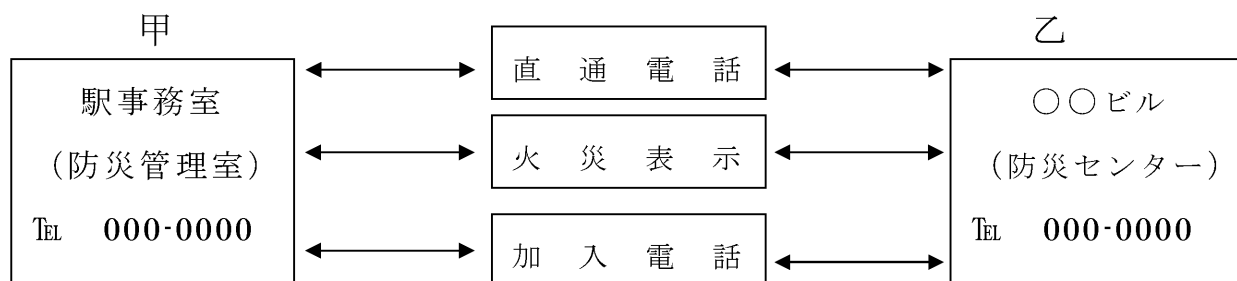
2 乙の管理する施設で火災が発生した場合は、乙の防災管理室から甲の管理する駅及び関係各署に連絡を行うものとする。

（受報後の処置）

第 4 条 相手方から災害の連絡を受けたときは、直ちに被害の状況を把握し、必要に応じて相互の協議を行うとともに適切な避難誘導を行うものとする。

(連絡先)

第5条 災害発生時の連絡体制は、次のとおりとする。



(防災設備の維持管理)

第6条 地下鉄駅と接続している以下(添付図)の防災設備及び防災設備に係わる付属設備等の維持管理補修に関しては、乙が行うものとする。

(1) 防災設備：地下鉄駅事務室設置の直通電話

(2) 付属設備：地下鉄駅構内関連ケーブル（直通電話及び火災表示）

2 地下鉄駅の改修等により前項の設備を移設する必要がある場合、その費用は乙が負担すること。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から高速電車存続期間中とする。

(補則)

第8条 本協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、その都度協議するものとする。

以上、協定成立の証として、本書2通を作成し、甲・乙で記名押印のうえ、甲・乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 札幌市

代表者 札幌市交通事業管理者
交通局長 ○○ ○○

乙

工事関係書類一覧表

No.	件 名	様式	作成	部数	期 限
1	工事指導員の指定(変更)について(通知)	1	局	1	工事概要書の事前審査時
2	工事概要(変更)承認願書	2	要	1	工事着手の2週間前
3	工事概要(変更)承認願書添付図書一覧	別表1	要	正1 副4	
4	工事概要事前確認証	3	要	1	
5	工事概要(変更)承認書	4	局	1	願書受理後1週間
6	工事着手届	5	要	1	工事着手の日
7	月別工事予定工程報告書	6	要	1	翌月分を当月末
8	月別工事出来高報告書	7	要	1	前月分を当月5日
9	事故報告書	8	要	1	事故発生後すみやかに
10	工事しゅん功届	9	要	1	工事しゅん功日
11	工事しゅん功届添付図書一覧	別表2	要	正1 副4	
12	工事しゅん功検査報告書	10	局	1	検査後すみやかに
13	工事しゅん功検査の結果について(通知)	11	局	1	検査後すみやかに
14	寄附申出書	12	要	1	検査合格後すみやかに
15	寄附申出書添付図書作成要領総括表	別表3 13	要	1	
16	寄附仮受領書	14	局	1	寄附申出書受理と同時に
17	寄附受理について	15	局	1	寄附申出書受理後すみやかに
18	感謝状	16	局	1	寄附受理通知と同時又は供用開始日
19	地下鉄出入口の供用開始について(通知)	17	局	1	供用開始日決定後すみやかに

作成欄の(局)は交通局、(要)は要望者を示す。

札交 第 号
平成 年 月 日

様

札幌市交通事業管理者
交通局長 (印)

工事指導員の指定(変更)について (通知)

(工事名)

上記工事に係る工事指導員として、下記の者を指定 (に変更) したので通知します。

記

工事指導員

土木工事 (所属 氏名)

建築工事 (所属 氏名)

設備工事(電気) (所属 氏名)

設備工事(機械) (所属 氏名)

工事概要（変更）承認願書

平成 年 月 日			
<p>下記工事について承認くださるようお願いいたします。</p> <p>札幌市交通事業管理者 交通局長 様</p> <p style="text-align: center;">(要望者) (印)</p>			
1	駅名		
2	工事名		
3	建築主 住所氏名		
4	代理者 住所氏名		
5	設計者 住所氏名		
6	監理者 住所氏名		
7	施工者 住所氏名		
8	施工場所		
9	用途地域	10	工事種別
11	主要用途	12	他の用途

13 建物構造					
14 面積(m ²)	新設部分	既存部分	地下鉄部分	合計	容積・建ぺい率
①敷地面積	—	—	—		—
②建築面積					%
③延床面積					%
15 工事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
16 出入口の概要	①幅員 ・ 通路部 m ・ 階段部 m ②階段寸法 ・ 蹴上げ cm ・ 踏面 cm ・ 天井高さ m ③設備種類				
17 工事関係責任者	工事関係総括責任者		現場代理人		
	各工事担当者 (土木) (機械設備)		(建築) (電気設備)		
18 変更内容					
19 添付図書					
20 備考					

(注) 工事概要事前確認証を添付すること。

別表 1

工事概要（変更）承認願書添付図書一覧

順番	図 書 名	内 容	事前審査担当
1	位置図 1 / 2,500以上		窓口担当 (技術)
2	配置図 1 / 300以上	敷地境界線、建物及び出入口の位置並びに地下鉄構築線及び道路境界線等が明確となるような平面図	窓口担当 (技術)
3	平面詳細図、断面詳細図、仕上表	出入口関係部分	各担当
4	構造計算書及び構造図	建物と一体となっていない出入口部分及び出入口等設置に伴い構造的な影響を受ける地下鉄躯体の構造計算書	工事担当 (土木)
5	地下鉄躯体 取合部施工図	防水、施工継手、排水方法及びコンクリート打設方法等の施工計画も添付すること。	工事担当 (土木)
6	仮設計画図	杭打方法、掘削方法、土留支保方法及び埋戻方法等の仮設施工計画も添付すること。	工事担当 (土木)
7	防水材性能書及び材料見本(止水板共)		工事担当 (土木)
8	設備工事設計図	電気設備及び機械設備(昇降機を含む。)	工事担当 (電気設備、 機械設備)
9	標識及び広告枠の位置及び詳細図		窓口担当 (総合)
10	実施予定工程表	できるだけ細目にわたる工種について記載すること。	窓口担当 (総合)
11	その他	交通局が指示する図書	各担当

工事概要事前確認証

工事名

要望者 (住所)
(氏名)

(印)

確 認 欄			
高 速 電 車 部	業務課長	旅客係長	旅客係
		事務係長	事務係
	施設課長	計画係長	計画係
		電気設備係長	電気設備係
		機械設備係長	機械設備係
	工事担当課長	土木係長	土木係
		構造物担当係長	
		建築係長	建築係

(注) 各窓口担当、各工事担当及び関係部所の課長までの決裁欄を設けること。

様式 4

札交 第 号
平成 年 月 日

様

札幌市交通事業管理者
交通局長 (印)

工事概要（変更）承認書

（工事名）

平成 年 月 日付で願出のあった工事の概要については、承認（変更を承認）いたします。

工事着手届

平成 年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 様

要望者 (住所)
(氏名) (印)

(工事名)

上記工事は、平成 年 月 日着手したのでお届けします。

様式 6

月別工事予定工程報告書

平成 年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 様

要望者 (住所)
(氏名) (印)

(工事名)

上記工事に係る月別工事予定工程について、別紙のとおり報告
します。

平成 年 月分

様式 7

月 別 工 事 出 来 高 報 告 書

平成 年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長

様

要望者 (住所)

(氏名)

(印)

(工事名)

上記工事に係る月別工事出来高について、別紙のとおり報告します。

平成 年 月分

(別紙)

工事出来高調書（平成 年 月末）（参考）

工種	単位	数量	前回	今回	累計	出来高	備考
準備工	式					%	
杭打抜工	t					%	
路面覆工 架設撤去工	m ²					%	
掘削剩土搬出	m ³					%	
埋設物防護工	式					%	
土留支保工 架設撤去工	t					%	
基礎工	式					%	
防水工	m ²					%	
躯体工	式					%	
埋戻工	m ³					%	
埋設物復旧工	式					%	
路面復旧工	式					%	
建築内装工	式					%	
全体	式					%	

事故報告書

平成 年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長

様

要望者 (住所)

(氏名)

(印)

(工事名)

事故概要

記

- 1 発生日時
- 2 発生場所
- 3 事故原因
- 4 事故関係者
- 5 損害程度
- 6 事故処理
- 7 原因と対策
- 8 事故発生場所 (略図)

(注)①本報告書は、工事の施工に伴い人身事故・損害事故等が生じたときに報告するためのものである。

②災害報告はこれに準じる。

工事しゅん功届

平成 年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長

様

要望者 (住所)

(氏名)

(印)

(工事名)

上記工事は、平成 年 月 日しゅん功したので、別添のとおり関係図書を添えてお届けします。

工事しゅん功届添付図書一覧

種別	No.	図 書 名	内 容	サイズ 部 数	事前 確認
土 木 工 事 関 係	1	構築出来形図	土木躯体の打設後、出来形内空寸法を測定し、設計図に実測値を赤色で明示する。	2部	工事担当（土木）
	2	仮設工事及び復旧図	(1) 各埋設管理者と協議済の埋設管路等の復旧図 (2) 道路部分の舗装構造等の復旧図 (3) その他	2部	
	3	工事関係写真集	札幌市土木工事標準仕様書による。	一式	
	4	埋設管理者との協議書等(写)	埋設管理者との協定書または協議書、立会確認書及び検査合格書	2部	
	5	埋設物平面図		2部	
	6	道路現況報告及び復旧報告書		2部	
	7	工事使用材料等の検査、試験成績表綴	(1) コンクリート、アスファルト等配合設計書、管理日報 (2) その他	A4 2部	
	8	構造物設計計算書	土木躯体に限る。	A4 2部	
	9	土木しゅん功図 *道路下は、防水工、基礎工、コンクリート工、鉄筋工、一般図、応力図、その他の設計図とする。民地部は、一般図（形態がわかる程度）でよい。	(1) 縮小製本 (2) 電子データ（CD-R等） ※図面のデータ形式は交通局の指示による。	A3 2部	

種別	No.	図書名	内容	サイズ 部数	事前 確認
建築 工事 関係	10	躯体出来形図	躯体の打設後、出来形内空寸法を測定し、設計図に実測値を赤色で明示する。	A 4 2部	工事担当 (建築)
	11	建築仕上内空出来形図	建築仕上げ後、出来形内空寸法を測定し、設計図に実測値を赤色で明示する。	A 4 2部	
	12	建築しゅん功図 (出入口関係のみ)	(1) 縮小製本 (2) 電子データ (CD-R等)	A 3 2部	
	13	全体しゅん功図	縮小製本	A 3 2部	
	14	施工図	縮小製本	A 3 2部	
	15	構造計算書 (建物全体)		2部	
	16	工事請負業者及び担当一覧表	建築、電気、設備	2部	
	17	設計監理事務所及び担当一覧表	建築、電気、設備	2部	
	18	下請業者一覧表		2部	
	19	保証書	防水工事等	2部	
	20	建築検査済証 (写)		2部	
	21	仕上材料一覧表	製造所を含む。	2部	
22	工事関係写真集	工事指導員の指示による。	一式		

種別	No.	図 書 名	内 容	サイ ズ 部 数	事前 確認
電 気 設 備 工 事 関 係	23	電気設備しゅん功図 (出入口、附室関係)	(1) 縮小製本 (2) 電子データ (CD-R等)	A 3 2部	工事担当 (電気設備)
	24	消防検査済証(写)	試験成績表添付	2部	
	25	測定表	絶縁、ロード・ヒーティング 電流、照度、その他	2部	
	26	工事関係写真集	工事指導員の指示による。	一式	
	27	機器の仕様及び取扱い説明 書		2部	
機 械 設 備 工 事 関 係	28	機械設備しゅん功図 (出入口、附室関係)	(1) 縮小製本 (2) 電子データ (CD-R等)	A 3 2部	工事担当 (機械設備)
	29	昇降機設備しゅん功図	(1) 縮小製本 (2) 電子データ (CD-R等)	A 3 2部	
	30	その他諸官庁検査済証(写)		2部	
	31	試験成績表		2部	
	32	工事関係写真集	工事指導員の指示による。	一式	
	33	機器の使用及び取扱い説明 書		2部	

* 工事しゅん功届添付図書は、概ね上記一覧表のとおりであるが、工事内容等により必要図書が異なるため、別途、各工事担当より指定するものとする。

<h2 style="margin: 0;">工事しゅん功検査報告書</h2> <p style="margin: 0; text-align: right;">平成 年 月 日</p>	
	検査員 技術職員 (印)
	” 技術職員 (印)
	” 技術職員 (印)
	” 技術職員 (印)
	立会員 技術職員 (印)
次のとおり検査したので報告いたします。	
工事名称	* 駅名も記入すること。
協定者住所・氏名	
施工者	
出入口等設置協定 締結年月日	平成 年 月 日
しゅん功年月日	平成 年 月 日
検査年月日	平成 年 月 日
検査の結果	
備 考	

札交 第 号
平成 年 月 日

様

札幌市交通事業管理者
交通局長 (印)

工事しゅん功検査の結果について（通知）

（工事名）

上記工事について、平成 年 月 日交通局しゅん功検査を実施した結果、適切に工事が完了していることを確認したので通知いたします。

寄附申出書

地下鉄 線「 駅」出入口施設の一部

上記施設を貴市地下鉄 線「 駅」の出入口施設の一部として寄附いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

(あて先) 札幌市長

寄附申出書添付図書作成要領

図 書 名	内 容	部 数
総 括 表	寄附金額、寄附面積、施工者等を明示。 *様式13参照	1 部
寄附面積求積図	面積合計は、小数第3位で四捨五入	1 部
寄附部明示図	一般図（建物及び地下鉄施設との位置関係がわかるもの）及び詳細図（平面図、断面図）に寄附部分を着色。道路境界線を明示すること。	1 部
寄附金額内訳書	設計及び工事監理費を含む。	1 部

総 括 表

1 寄附金額

項 目	金 額	施工業者名
土木工事費 建築工事費 設備工事費 うち、 (共通仮設費) (諸経費) 設計及び工事監理費 合 計		
* 内訳書添付 (No. ~ No.)		

2 寄附面積 m²

* 別添求積図参照

寄附仮受領書

(施設名) 地下鉄 線「 駅」出入口施設の一部

上記施設を地下鉄事業施設として確かに受領いたしました。

平成 年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長

(印)

(住所)

(氏名)

様

札交計寄附受理第 号
平成 年 月 日

様

札幌市長 (印)

寄附受理について

(寄附物件) 地下鉄 線「 駅」出入口施設の一部

かねて、本市の行政に深い関心をもたれ、何かとご協力いただいておりますことを感謝申し上げます。

平成 年 月 日、上記の寄附をいただきましたことは、本市交通事業の運営に大きく寄与するものであり、誠に感謝に堪えません。

上記施設は、平成 年 月 日本市の財産として措置いたしました。厚くお礼申し上げます。

感 謝 状

様

貴社はかねて本市の交通事業に深い関心をもたれ このたび本市の地下鉄施設として 線「 駅」出入口施設を建設され これをご寄附されましたことは市政に大きく寄与するものでありますここに深く感謝の意を表します

平成 年 月 日

札幌市長

(印)

* 印鑑は感謝状用のものを使用 (秘書広報部秘書課)

札交 第 号
平成 年 月 日

様

札幌市交通事業管理者
交通局長 (印)

地下鉄出入口の供用開始について（通知）

平成 年 月 日付で貴社と取り交わした協定書に基づき設置した地下鉄出入口については、平成 年 月 日から、その供用を開始いたしますので、貴社が行う管理業務等よろしく願いたします。